

令和 7 年度第 10 回都市経営会議 令和 7 年（2025 年）9 月 22 日（月）開催

1 令和 8 年度（2026 年度）当初予算編成方針について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 予算区分が 2 次に当たるもの（通称「枠予算」）は、設けられた枠内で、各部局のマネジメントにより予算要求を行って良いとのことだが、新規で要求したいものがある場合はどのように対応すればよいか。
- ⇒ 枠予算の規模が小さいため、枠内で新規の財源を生み出すことが難しい場合は 5 次（新規・拡充）として要求いただければと思う。とは言えケースバイケースであり、財政課に事前に相談いただきたい。
- ・ 既採択に位置付けるものは、どのように指定されるのか。
- ⇒ 従前から既採択に位置付けているものを引き続き既採択にしているものと、昨年度、新規・拡充として採択したもののうち、経過を追っていく必要があるものなどを新たに既採択に位置付けている。既採択一覧は各部局へ送付済である。

2 市役所、サービスセンター・サービスステーションなどの開庁時間の見直しについて

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 開庁時間を変更する対象施設に教育総合センターを追加してほしい。
- ⇒ 承知した。
- ・ 健康センターと消費生活センターはそれぞれ設置管理条例があり、健康センターについては条例施行規則の中で「開館時間」、消費生活センターについては運営規則の中で「開所時間」という言葉を使用している。これを機に、営業時間なのか、施設が開いている時間なのかが区別できるよう整理願いたい。施設は開いているものの、営業時間は短縮するというニュアンスが上手く伝わるようにしてほしい。
- ・ 消費生活センターの営業時間を 17 時までとすることに異論はないが、現状、相談受付は 16 時までとしている。窓口は 17 時までと案内することにより、相談も 17 時まで受け付けると勘違いされる方もいるかもしれない。現場とも相談するが、表現を工夫願いたい。
- ⇒ 今回は開庁時間変更の話であるため、消費生活センターの欄に、相談受付は変更なく 16 時までと補記するなど工夫したい。
- ⇒ 現状は開庁時間を変更する対象施設に入れているが、そこから抜いてしまう方法もある。

⇒ 消費生活センターについては相談窓口が 16 時までで、それ以外のものは従前から 17 時までと聞いていたため対象施設に入れる必要はないようにも思っていたが、同じ施設内にある売布神社駅前サービスステーションについては開庁時間が 30 分短縮され 17 時までとなる。サービスステーションに行かれた方が、そのまま消費生活センターへ行ってしまいうことがないよう、所長とも相談の上で敢えて記載していた。現場と相談いただく際に、その点も踏まえて検討いただきたい。

- ・ クリーンセンターは変更なく 16 時 15 分までであるが、霊園と火葬場については早急に考えさせてほしい。

⇒ 承知した。

- ・ 窓口サービス課など、カウンターのあつところは事務室内に自席がない場合がある。その場合、カウンターのパソコンを使って業務終了後の事務を行っていると思うが、カウンターに職員の姿があり、さらに別のカウンターで 17 時を過ぎても対応している職員がいれば、まだ受付してもらえとの見方をされるかもしれない。17 時で営業を止める場合、そうした職員への配慮が必要である。

また、電話対応については庁内での内線電話の使用を可能な限り 17 時以降は控えるよう記載があるが、17 時以降に連絡が必要な場合もあるかと思う。電話に出ないというのが根付いてしまうと出先と本庁とで連絡が取りにくい場合もある。ロゴチャットを推奨する文言を付け加えるなど、しっかりと連絡が取れる体制を意識してほしい。

⇒ 職員周知の方法については検討する。

- ・ 実施によりどの程度時間外が減るか試算はしているか。収支改善につながるのであれば、行財政改革の項目に追加しても良いのではないか。

⇒ 窓口業務を行う部署のデータを基にすると、年間でおおよそ 427 時間の時間外が発生している。額にすると 120 万円程度と見込んでいる。

- ・ 行財政改革の項目に追加することとする。

⇒ 一方で、庁内から意見のあつた電話の自動アナウンス機器については、仮に導入した場合、1,500 万円程度の経費がかかる。ナンバーディスプレイに関しては 1 台 5 万円程度である。減らせる経費もあれば、増える経費もある。

- ・ それらは単年度のみ発生する経費か。

⇒ その通りである。そのため、数年後には見直し効果額の方が上回ることはなる。